

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和8年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務を行う。 身体障害者手帳に関しては、具体的には特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。</p> <p>①手帳交付の申請受理 ②申請に関する審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③審査に基づく認定事務 ④手帳の交付に関する事務 ⑤手帳の返還に関する事務 ⑥記載内容の変更に関する事務 ⑦手帳の再交付に関する事務 ⑧手帳交付台帳の整備に関する事務</p> <p>精神保健福祉手帳に関しては、具体的には特定個人情報ファイルは以下の事務で取り扱う。</p> <p>①手帳交付の申請受理 ②申請に関する審査及び県への進達事務 ③手帳の返還に関する事務 ④記載内容の変更に関する事務 ⑤手帳の再交付に関する事務 ⑥県が交付した手帳の交付台帳の整備に関する事務</p> <p>上記事務に関連する申請又は届出をしまね電子申請サービスによる電子申請で受け付ける。</p>
③システムの名称	障がい者福祉システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、DWF(デジタルワークフローシステム)、しまね電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
障がい者福祉情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表《項番》20、22項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第11条、第14条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 《項番》なし</p> <p>(情報提供の根拠) 《項番》14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障がい者福祉課
②所属長の役職名	障がい者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
8. 人手を介在させる作業	
[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に従い、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数人での確認や上司による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐付けを行い、その記録を残している。 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>松江市情報セキュリティポリシー基本方針及び対策基準に則り、漏洩、滅失、毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚に保管することを徹底している。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は暗号化、パスワードによる保護等を行うよう指導している。 <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏洩、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月19日	事務の概要	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務並びに精神保健及び精神障	身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務並びに精神保健及び精神障	事前	
令和1年6月25日	I-8特定個人情報ファイルの取扱に関する問い合わせ	福祉部障がい者福祉課 TEL(0852)55-5304	政策部情報政策課 TEL(0852)55-5555(代表)	事後	記載誤りのため
令和1年6月25日	I-5-②所属長の役職名	課長 青木 佳子	障がい者福祉課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	—	(各項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年10月2日	I-8 連絡先	情報政策課	情報統計課	事後	
令和2年10月2日	II-1及びII-2 係数時点	2019/6/25	2020/10/1	事後	
令和7年1月30日	I-3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表第一<項番>11、14項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条、第14条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)別表<項番>20、22項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条、第14条	事後	
令和7年1月30日	I-4 法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)<項番>25 (別表第二における情報提供の根拠)<項番>16、27、28、31、54、55、56の2、79、106、116	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠)<項番>なし (情報提供の根拠)<項番>14、18、20、25、37、42、48、49、53、75、76、77、80、81、91、92、108、113、124、125、141、144、155、161、163	事後	
令和7年1月30日	I-5 部署	福祉部障がい者福祉課	健康福祉部障がい者福祉課	事後	
令和7年1月30日	I-8 連絡先	松江市 政策部情報統計課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)	事後	
令和7年1月30日	II-1 係数時点	令和2年10月1日	令和6年3月31日	事後	
令和7年1月30日	II-2 係数時点	令和2年10月1日	令和6年10月1日	事後	
令和7年1月30日	IV-8 人手を介在させる作業	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	—	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和8年3月12日	I-1-②事務の概要	(追加)	・事務に関連する申請又は届出をしまね電子申請サービスによる電子申請で受け付ける。	事前	
令和8年3月12日	I-1-③システムの名称	障がい者福祉システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	障がい者福祉システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、DWF(デジタルワークフローシステム)、しまね電子申請サービス	事前	
令和8年3月12日	II-1対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月31日 時点	令和7年3月31日 時点	事後	
令和8年3月12日	II-2取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	